

O I T A えんむす部 結婚おうえん団登録制度実施要領

(目的)

第1条 当登録制度は、出会い・結婚支援に取り組む企業・団体を県で登録し、県ホームページ等で広く県民に紹介することで、企業や団体の結婚に対する自主的な取組を促進するとともに、社会全体で結婚を応援する機運を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「O I T A えんむす部 結婚おうえん団」(以下「結婚おうえん団」という。)とは、結婚を希望する独身者の願いが叶うよう、必要な支援や環境整備についての自主宣言(以下「結婚応援宣言」)を行ない、出会い・結婚を応援する企業・団体として大分県が認めた者をいう。

2 この要領において、「メールマガジン会員」(以下「メルマガ会員」という。)とは、結婚おうえん団が実施する出会いイベントの情報を、九州・山口地域あかい糸めーる(以下「メルマガ」という。)を通じて、パソコン、携帯電話で受け取る者をいう。

(事務局の設置)

第3条 事務局は、O I T A えんむす部 出会いサポートセンターに設置する。

(結婚おうえん団の対象者)

第4条 市町村又は大分県内に事務所又は事業所等がある企業及び団体で次の各号の一に該当しない者は結婚おうえん団になることができる。

- 一 宗教法人(団体)や政治活動を主たる目的とする団体
- 二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

(結婚おうえん団の登録)

第5条 結婚おうえん団になろうとする者は、事務局に対し「O I T A えんむす部 結婚おうえん団登録申込書」(様式第1号)を提出するものとする。ただし、第7条に規定する結婚おうえんイベントを実施しようとする者は、県こども未来課に対し同申込書を提出し、事前協議を行うこととする。

なお、市町村は申込み不要とする。

- 2 事務局は、書類審査等により登録申込みの内容を審査し、結婚おうえん団として適当であると認めるときは登録を行うこととする。
- 3 前項において、事務局の指導に従わない、社会的信用を損なう行為を行うなど、不適切

な行為があったものについては登録を行わないこととする。

- 4 登録に際し、事務局への登録料・手数料等の料金は要しない。
- 5 結婚おうえん団は、法人及び団体名、代表者名、連絡先などの登録内容に変更が生じた場合は、事務局に変更内容を連絡しなければならない。
- 6 結婚おうえん団は、登録を辞退する場合は、事務局に連絡するものとする。

(結婚応援宣言)

第6条 結婚応援宣言は、個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたることがないよう、十分配慮したものでなければならない。

- 2 事務局は、結婚応援宣言を広く県民に周知するため、宣言内容を事務局のホームページ等に掲載し、発信するものとする。
- 3 事務局は、結婚おうえん団に対し、「OITAえんむす部 結婚おうえん団」ロゴマークの使用を認めることとする。

(結婚おうえんイベントの実施)

第7条 メルマガ配信対象となる結婚おうえんイベント（以下「結婚おうえんイベント」という。）を実施しようとする結婚おうえん団は、別に定める「結婚おうえんイベント開催要領」に基づき、事務局の指導、助言を受け当該イベントを実施するものとする。

- 2 結婚おうえんイベントを実施しようとする結婚おうえん団は、第1項に規定する結婚おうえんイベントの実施に当たり、次のことを遵守しなければならない。
 - 一 結婚おうえんイベントを実施する経費について、事務局から助成はしないため、結婚おうえん団が負担すること
 - 二 結婚おうえんイベントの実施に際し、参加者から参加料を徴収する場合は、当事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料を設定すること
 - 三 結婚おうえんイベントの内容は、参加者が安心して参加できるものとし、公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でない認められる内容を含まないこと
 - 四 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘など、当事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと
 - 五 結婚おうえんイベントを安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮や、結婚おうえんイベントの企画実施に当たって必要な周辺環境等への配慮など、事故防止に万全を期すこと
 - 六 結婚おうえんイベントを開催するにあたっては、関係する法令を遵守すること
 - 七 結婚おうえんイベントに関する参加者からの苦情等については、責任と誠意を持って対応すること
- 3 結婚おうえん団は、結婚おうえんイベントを実施しようとするときは、事務局に「結婚おうえんイベント実施計画書」（様式第2号）を提出することとする。

- 4 事務局は、結婚おうえんイベント実施計画書の内容を確認、調整した上で、事務局が運営するメルマガ等で、イベント情報の発信を行うこととする。
- 5 結婚おうえん団は、結婚おうえんイベント終了後、速やかに「結婚おうえんイベント実施報告書」（様式第3号）により実施状況を事務局に報告することとする。

（個人情報の適正な取扱い）

- 第8条 結婚おうえん団は、結婚おうえんイベントの実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱わなければならない。第5条第3項及び第6項並びに第10条に基づき結婚おうえん団でなくなった後においても同様とする。
- 2 結婚おうえんイベントへの申込者や参加者の個人情報は、結婚おうえん団の責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用してはならない。
 - 3 結婚おうえん団は、参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じないこと。
 - 4 結婚おうえん団は、参加者間の個人情報の交換は、個人間の自己責任において行わせること。

（結婚おうえんイベントへの参加の制限）

- 第9条 独身者が結婚おうえんイベントへの参加を希望する場合であっても、次の各号の一に該当する場合は結婚おうえんイベントへの参加を制限することができるものとする。
- 一 事務局及び結婚おうえんイベント主催者の指導に従わない場合
 - 二 他の結婚おうえん団に対する迷惑行為が認められる場合
 - 三 本事業の社会的信用を失墜させる行為を行う又はその恐れがあるなど、不適切な行為が認められる場合

（結婚おうえん団の取消）

- 第10条 次の各号の一に該当する場合は、事務局は、結婚おうえん団の登録を取り消すことができるものとする。
- 一 本要領に反する行為があったと認められる場合
 - 二 事務局の指導に従わない、社会的信用を損なう恐れがあるなど、結婚おうえん団として不適切な行為があったと認められる場合

（メルマガ会員）

- 第11条 メルマガによる結婚おうえんイベント情報の配信を希望する者は、事務局が運営するホームページを通じ、次に掲げる項目を登録するものとする。

- 一 配信を希望するメールアドレス
 - 二 性別
 - 三 年齢
 - 四 在住県
 - 五 配信設定
- 2 事務局は、メルマガ会員が、当事業の目的に反する利用をした場合並びに他の結婚おうえんイベント参加者及び結婚おうえん団等に対する迷惑行為があった場合には、登録を取消することができる。

第12条 この要領を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和元年10月28日から施行する。
- 2 この要領の施行日に、「メールマガジン『九州・山口地域あかい糸めーる』大分県実施要領」第4条に規定する「おおいた出会い応援団体」に登録されている企業・団体及び結婚応援宣言を行っている企業・団体については、結婚おうえん団とみなす。ただし、結婚応援宣言を行っている企業・団体が新たにメルマガ配信を希望する場合は、新規の団体登録と同様の取扱いとする。